

「経過措置項目」における 診療報酬明細書の記載要領について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、平成28年度診療報酬改定に伴いまして厚生労働省より『「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について』(保医発0325第6号)が通知されました。その中で、「経過措置項目」における診療報酬明細書の記載要領が提示されておりますので、お知らせいたします。

敬具

記

■診療報酬請求書等の記載要領

Ⅱ 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3 診療報酬明細書の記載要領(様式第2)

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項(27)「検査・病理」欄について

キモトリプシン(糞便)、酸度測定(胃液)、乳酸デヒドロゲナーゼ(LD)半定量(腔分泌液)、Ⅱ型プロコラーゲン-C-プロペプチド(コンドロカルシン)(関節液)、全血凝固時間、ヘパプラスチンテスト、フィブリノゲン分解産物(FgDP)、フィブリノペプチド、膠質反応、CKアイソフォーム、プロリルヒドロキシラーゼ(PH)、 α -フェトプロテイン(AFP)定性(腔分泌液)、CA50、Ⅰ型プロコラーゲン-C-プロペプチド(PICP)、SP1、遊離型フコース(尿)、CA130、ヒト絨毛性ゴナドトロピン β 分画コアフラグメント(HCG β -CF)(尿)、腭癌胎児性抗原(POA)、HER2蛋白(乳頭分泌液)、連鎖球菌多糖体抗体(ASP)半定量、抗デオキシリボヌクレアーゼB(ADNaseB)半定量、ノイラミダーゼ定性、レプトスピラ抗体、ボレリア・ブルグドルフェリ抗体、ダニ特異IgG抗体、Weil-Felix反応、C3d結合免疫複合体、腸炎ビブリオ耐熱性溶血毒(TDH)定性を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を「摘要」欄に記載すること。

※TTT(チモール)及びZTT(クンケル)は「膠質反応」に該当しますので、ご注意ください。

※全文は厚生労働省のホームページ(下記)に掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106421.html>

第3 関係法令等 【通知】(5)1「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

以上